

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第275回 中国最高裁が公開したネット消費の民事典型事例(下)

前回に引き続き、中国最高人民法院所(以下、「最高裁」という。)が2025年6月16日に公開したネット消費に関わる民事典型事例のうち、残り2件について解説する。

◇典型事例が示す判決の観点

事例4：販売側が定めた定型約款に異なる解釈が存在する場合、消費者側に有利な解釈が適用される
▼事件の概要

F氏は某チケット販売サイトからオンラインでコンサートチケットを2枚同時に購入した。購入ページの注意事項には、チケット購入後48時間以内は無条件で払い戻し可能と明記されていたが、同一のアカウントから購入したチケットの払い戻しは購入者一人につき1回限りで、一度払い戻した後に同一公演のチケットを再購入した場合、払い戻しは不可としていた。

F氏はスケジュールの都合でコンサートに行けなくなり、同販売サイトで払い戻しを申請したが、返金されたのは1枚分のチケット代金のみで、2枚目の返金は拒否された。同販売サイトと交渉したが、2枚目のチケット代金の80パーセントしか返金されなかったため、F氏は残り20パーセントのチケット代金返還を求めて同販売サイトを提訴した。

▼紛争の焦点

同販売サイトの定型約款の払い戻し規約はF氏のケースに全面的に適用できるのか。

▼判決の観点

『民法典』の規定では、定型約款の解釈に紛争が生じた場合は一般的な理解に従い解釈しなければならないと、解釈が2種類以上存在する場合は定型約款の提供側に不利な解釈を適用しなければならないとしている。本件の払い戻し規約は、一般的に「払い戻し後に再購入した場合は払い戻しを受けることはできない」と理解しなければならない。争点となっているチケットはF氏が払い戻し後に再購入したものではないため、販売サイトは上述の規約をF氏のチケット代金全額返金拒否の根拠とすることはできない。つまり、上述の規約に「無条件払い戻しは1購入アカウントにつきチケット1枚のみ」という解釈があるとしても、これはあくまで販売側に有利な解釈であるため、採用すべきではない。結果、本件の払い戻し規約はF氏側に有利な解釈を適用すべきとし、最終的にF氏の返金請求を支持する判決が下された。

事例5：消費者の個人情報を過剰収集したネットサービス提供者は権利侵害責任を負うべきである

▼事件の概要

某社が開発と運営を行う辞書アプリをダウンロードしたM氏がアプリを起動すると、利用前にプライバシーポリシーを閲覧するよう促す画面が表示され、プライバシーポリシーには「電話番号など個人情報の収集が必要」と記されていた。仮にユーザーがこれを読まずに携帯電話画面の別の部分をタップすると表示画面が消え、自動的に「プライバシーポリシーを読みこれに同意する」というオプションにチェックが入るが、チェックを撤回する手段はない。また、ユーザーが拒否をタップした場合、当該アプリは自動的にログアウトし、ユーザーには一切サービスが提供されない。そのためM氏は、当該アプリにはプライバシーポリシーへの同意強要、或いは事実上強要に相当する誘導があり、

携帯電話番号の収集などの過剰な個人情報収集は個人情報権益侵害に相当すると判断し、同社が権利侵害責任を負うよう命じる判決を求めて提訴した。

▼紛争の焦点

同社の手法は消費者の個人情報の過剰収集及び民事侵害行為に該当するか。

▼判決の観点

裁判所は以下の2つの理由により、同社の行為が『個人情報保護法』の規定に違反し、M氏に対する個人情報権益の侵害に当たると判断し、M氏の請求を支持した。

1、当該アプリは語彙検索を基本機能とするもので、ユーザーの携帯電話番号は必須情報ではないことから、同社による個人情報の過剰収集行為と認められる。

2、当該アプリでプライバシーポリシーへの同意に自動的にチェックが入ることは、ユーザーが理解した上での自主的な同意であるべきとする法的要件を満たしていない。また、ユーザーがプライバシーポリシーへの同意を拒否することで当該アプリがログアウトし、語彙検索サービスが提供されないことは基本サービスの提供拒否に該当する。加えて同社はユーザーに同意を撤回するための便宜的手段も提供していない。

◇日系企業へのアドバイス

2回にわたり解説した民事典型事例5件は、これら紛争ケースの明確な判決観点のみならず、中国現行法制度が未カバーである新たな分野や問題に対する中国司法機関の公平原則、合理性原則、信義則に基づいた法解釈、及びその具体的適用方法の方向性も示している。こうした傾向を十分把握し、相応の準備を進める基礎とすることにより、新たな問題に対するコンプライアンス管理及びリスク防止対策を万全に整えることができる。

ゲイシャ種コーヒー、最高値更新で落札＝中国企業も参加ーパナマ

7日のパナマ紙ラ・エストレヤ・デ・パナマ（電子版）によると、コーヒーの国際ネットオークション「ベストオブパナマ」で、ゲイシャ種のコーヒーが二つのカテゴリーで歴史的な価格を記録した。

ウオッシュドカテゴリーでは、エスメラルダ農園のコーヒーをドバイの企業が1キログラムあたり3万0204ドルの最高値で落札。ナチュラルカテゴリーでは、こちらも同農園のコーヒーを中国企業が1キロ2万3608ドルで競り落とした。このほか、ラウリーナ種のコーヒーも、中国企業に1キロ8040ドルで落札された。

パナマスペシャルティコーヒー協会（SCAP）によると、今回のオークションの総売り上げは286万1200ドルで、24年の記録を更新した。最高価格がついたすべてのコーヒーはチリキ県のボケテ地区で生産されている。（時事）

《上海・華東》

CATL、車載電池メンテナンス施設開業＝上海市

中国ニュースサイトの中国証券網によると、中国車載電池最大手の寧徳時代新能源科技（CATL、福建省寧徳市）は10日、上海市閔行区に車載電池の点検やメンテナンス、保守などのアフターサービスを手がける直営の「体験センター」を開業した。車載電池の展示や販売のほか、交換や修理なども手がける。

CATLは2024年、アフターサービスの新ブランド「寧家服務」を創設し、車載電池のメンテナンス業務を増強している。今回の上海店に合わせて、タイのバンコクでも直営店を開業し、国内外で車載電池のメンテナンス事業を本格化する。（上海時事）